

金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱

(平成23年 5月31日 決裁)

改正 平成24年 3月23日 決裁

平成27年 3月20日 決裁

平成28年 3月23日 決裁

平成29年 3月24日 決裁

平成31年 3月22日 決裁

令和 2年12月21日 決裁

令和 3年 3月19日 決裁

令和 6年 3月22日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、まちなかにおいて共同住宅（分譲を目的とするものに限る。以下「マンション」という。）の空き住戸リフォーム事業を行う者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか 条例第2条第1項に規定する区域をいう。
- (2) 空き住戸リフォーム事業 自らが定住するためにマンションの空き住戸を購入し、当該空き住戸において内部改修工事を行う事業をいう。
- (3) 空き住戸 建築から1年を経過したマンションの専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいう。）で、現に使用していないものをいう。
- (4) 内部改修工事 専有部分に関する改修工事で、市長が適当であると認めるものをいう。
- (5) かなざわ空き家活用バンク まちなかに存する空き地、空き家若しくは空き住戸又はまちなか以外の都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域に存する空き家若しくは空き住戸で、売却し、又は賃貸しようとするものに関

する情報を、インターネットを通して一般に提供するシステムをいう。

(6) 若年者 第5条第1項の規定による申請を行う年度の4月1日における満年齢が45歳未満の者をいう。

(補助対象事業)

第3条 市長は、次に掲げる事項に適合する空き住戸リフォーム事業（以下「補助事業」という。）を行う者であり、かつ、当該空き住戸の存する地域の町会に加入するもの（以下「空き住戸リフォーム事業者」という。）に対し、当該補助事業に要する費用の一部を毎年度予算の範囲内で補助することができる。

(1) 空き住戸がまちなかにあること。

(2) 空き住戸の存するマンションが昭和56年6月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けたものであること。

(3) 空き住戸がかなざわ空き家活用バンクに登録された物件であること。

(4) 1 空き住戸の専有部分の床面積が50平方メートル以上であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業（内部改修工事に要するものに限る。以下同じ。）に要する費用の2分の1に相当する額以内の額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、250,000円（若年者にあつては、500,000円）を超えないものとする。

(補助金交付申請)

第5条 空き住戸リフォーム事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書の提出期限は、空き住戸に係る売買契約を締結した日から3か月以内とする。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金交付変更申請)

第7条 空き住戸リフォーム事業者は、補助金の交付決定後において、補助金の額に変更が生じる補助事業の内容の変更をしようとするときは、金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付変更申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、空き住戸リフォーム事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助事業の内容と異なる事業を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既にこの要綱の規定による補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9条 空き住戸リフォーム事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、まちなか空き住戸リフォーム事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

（事業の未完了報告）

第10条 空き住戸リフォーム事業者は、補助事業が予定期間内に完了できない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況について、まちなか空き住戸リフォーム事業未完了報告書（様式第4号）により市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

（完了実績報告）

第11条 空き住戸リフォーム事業者は、補助事業が完了したときは、直ちにまちなか空き住戸リフォーム事業完了実績報告書（様式第5号）により、市長に報告するものとする。

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、当該報告の内容の審査及び現地調査により、当該報告に係る事業の成果が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き住戸リフォーム事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の額の確定後、空き住戸リフォーム事業者から提出される請求書に基づき、当該空き住戸リフォーム事業に対し補助金を交付するものとする。

(適用除外)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する空き住戸リフォーム事業には、補助金を交付しない。

(1) 次に掲げる住戸に係る空き住戸リフォーム事業

ア 金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（平成18年告示第76号）に基づく奨励金の交付の対象となった空き住戸

イ ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱（平成28年告示第100号）に基づく奨励金の交付の対象となった空き住戸

ウ 過去にこの要綱の規定による補助金の交付の対象となった空き住戸

エ その他この要綱の規定に基づく補助金に類するものであると市長が認める補助金等の交付の対象となった空き住戸

(2) 市税を滞納している者その他補助金の交付が不相当であると市長が認める者の行う空き住戸リフォーム事業

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第11条の規定による報告がなされたものについては、なおその効力を有する。

附 則（平成24年3月23日決裁）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市まちなか中古分譲マンション改修費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成24年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市中古分譲マンション改修費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月23日決裁）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同

年3月23日から施行する。

- 2 この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下、この項において同じ。）による改正後の金沢市まちなか中古分譲マンション改修費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成28年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行ったこの要綱による改正前の金沢市まちなか中古分譲マンション改修費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日決裁）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の金沢市まちなか中古分譲マンション改修費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成29年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行ったこの要綱による改正前の金沢市まちなか中古分譲マンション改修費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日決裁）

- 1 この要綱は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後のわがまち金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成31年10月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市まちなか中古分譲マンション改修費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月19日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年10月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金について適用し、同日前に行った改正前の第5条第1項の規定に基づく申請に係る補助金については、なお従前の例による。

金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

（署名又は記名押印）

まちなか空き住戸リフォーム事業について、補助金の交付を受けたいので、金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱第14条第2号に規定する事項について、市長が税関係情報の記録を調査することに同意します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 まちなか空き住戸リフォーム事業
- 3 補助申請額 千円
- 4 補助事業の内容及び経費の配分 （別紙のとおり）
- 5 事業の予定期日 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 6 添付資料 計画概要書
位置図、設計図及び現況写真
工事費内訳書
売買契約書の写し
建物全部事項証明書

2 補助事業の内容及び経費の配分

全体工事費	内部改修工事費	内部改修工事費の財源内訳		摘要
		市補助金	自己負担	

3 内部改修工事費算出内訳

区 分	金額（円）
直接工事費計	
諸経費	
工事費計	
消費税額	
合 計	

4 全体工事費算出内訳

区 分	金額（円）
直接工事費計	
諸経費	
工事費計	
消費税額	
合 計	

様式第2号（第7条関係）

金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたまちなか空き住戸リフォーム事業について、当該決定の額及び内容を変更したいので、金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 まちなか空き住戸リフォーム事業
- 3 補助申請額 千円
 前回交付決定額 千円
 変更増減額 千円
- 4 変更理由
- 5 補助事業の内容及び経費の配分（別紙のとおり）
- 6 事業完了の予定期日 年 月 日
- 7 添付資料 工事費内訳書

まちなか空き住戸リフォーム事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたまちなか空き住戸リフォーム事業について、当該事業を中止（廃止）したいので、金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）に係る事業の内容及び金額

様式第4号（第10条関係）

まちなか空き住戸リフォーム事業未完了報告書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたまちなか空き住戸リフォーム事業について、同通知に付された完了期日までに事業が完了しなくなったので、金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 交付決定通知書に付された事業の完了期日
（変更のあったものについては、変更後の期日）
- 2 変更後の事業の完了予定期日
- 3 未完了となった理由
- 4 添付書類 工程表（前回工程と今回工程を色分けした表）
現場写真

まちなか空き住戸リフォーム事業完了実績報告書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けたまちなか空き住戸リフォーム事業については、事業が完了したので、金沢まちなか中古マンションリフォーム費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 まちなか空き住戸リフォーム事業
- 3 補助金の交付決定額及びその精算額
補助金交付決定額 千円
補助金精算額 千円
- 4 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 添付資料 工事費精算調書
工事請負契約書の写し
工事費の支払を証する書類
工事写真及び完成写真
住民票の写し
町会加入証明書

工事費精算調書

	全体工事費	内部改修工事費	内部改修工事費の財源内訳		摘要
			市補助金	自己負担	
計画					
完了					

(10,000円未満切り捨て)